高齢者施設等や保育所、幼稚園、小学校等の従事者等に対する検査について、まん延防止等重点措置区域に指定されていない場合であっても、集中的実施計画を策定し、検査を実施することは可能であること等の周知がありましたのでお知らせします。

事 務 連 絡 令和4年3月18日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課 各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 部 課 附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課 各 文 部 科 学 大 臣 所 轄 学 校 法 人 担 当 課 構造改革特別区域法第 12 条第1項の認定を 受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課 各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

高齢者施設等や保育所、幼稚園、小学校等の従事者等に対する検査の実施について(周知)

令和4年3月17日付けで、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部より、高齢者施設等や保育所、幼稚園、小学校等の従事者等に対する検査の実施について周知がありましたので、別添のとおりお知らせします。

集中的実施計画に基づく検査については、令和4年2月21日付け事務連絡「『高齢者施設等の従事者等に対する集中的実施計画の実施方針等について』の一部改正について(周知)」において、幼稚園や小学校等が対象施設となり得ることをお知らせしていたところです。このたび周知のあった別添において、「まん延防止等重点措置区域に指定されていない場合であっても、集中的実施計画を策定し、検査を実施することは可能」とされていますので、各学校設置者等におかれては、設置する学校に関する地域の自治体の取扱を確認するなど、引き続き、適切に御対応くださるようお願いします。

都道府県教育委員会担当課におかれては域内の市(指定都市を除く。)区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等に対して、構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社に対して、都道府県認定こども園主管課におかれては域内の市(指定都市及び中核市を除く。)区町村認定こども園主管課に対して本件を周知されるようお願いします。

<本件連絡先>

文部科学省 初等中等教育局 健康教育・食育課

03-5253-4111 ($\triangle 2918 \cdot 2976$)

事 務 連 絡 令和 4 年 3 月 17 日

都道府県 衛生主管部(局) 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

高齢者施設等や保育所、幼稚園、小学校等の従事者等に対する検査の実施について

今般、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和3年11月19日(令和4年3月17日変更)新型コロナウイルス感染症対策本部決定)において、

- ・ 緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域に指定された特定都道府県等において は、「集中的実施計画を策定し、感染多数地域の高齢者施設、保育所、幼稚園、小学校等 の従業者等に対する検査の頻回実施を行う」
- ・ 「感染が拡大している又は高止まりしている地域において」、高齢者施設や保育所、学校等で「クラスターが多発する場合には、地域の実情に応じ、職員に対する検査の頻回実施を行う」
- ・ 「感染が収束傾向にある地域であっても、地域の実情に応じ、感染者が発生した場合に 早期の幅広い検査を実施する」

とされたところです。これを踏まえ、下記のとおりお示ししますので、対応を御願いいたします。

記

- 1. 集中的実施計画に基づく検査の実施について
 - (1) 検査の対象施設等について
 - 集中的実施計画に基づく検査の対象施設については、「高齢者施設等の従事者等に対する集中的実施計画の実施方針等について」(令和4年1月7日(令和4年2月18日一部改正)厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)により、高齢者施設等を基本とし、保育所や小学校等も対象とすることを検討するよう依頼してきたところですが、今般の基本的対処方針の見直しを受け、地域の感染状況を踏まえ、高齢者施設等に加え、保育所や幼稚園、小学校等を対象とすることを改めて検討してください。
 - なお、令和4年3月21日をもって、全ての都道府県においてまん延防止等重点措置区域の指定が終了したところであり、必ずしも、集中的実施計画に基づく検査を行

う必要はなくなりますが、まん延防止等重点措置区域に指定されていない場合であっても、集中的実施計画を策定し、検査を実施することは可能ですので、地域の感染状況を注視し、必要と判断する場合には、高齢者施設等、保育所、幼稚園、小学校等において集中的検査を実施するようにしてください。

上記の集中的検査は従来どおり、行政検査として、公費負担(国が感染症予防事業費等負担金として2分の1を負担)での実施となります。また、行政検査ではなく地方単独事業等として集中的検査を実施する場合も集中的実施計画の対象となります。この場合、内閣府の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の地方単独事業分等の活用も可能です。

(2) 検査方法及び頻度について

- 集中的実施計画に基づく検査については、
 - ・ 検査方法は、個別検体による PCR 検査、個別検体による抗原定量検査、検体プール検査法による PCR 検査、抗原定性検査などを定めること
 - ・ 頻度は、できる限り週に1回程度実施すること。全ての対象施設において週に1 回程度実施することが困難な場合であっても、少なくとも2週間に1回程度実施すること

等をお示ししているところです。

○ 「新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 病原体検査の指針 (第 5.1 版)」においては、「感染拡大地域の医療機関や高齢者施設等での定期的な検査において、核酸検出検査等では頻回な実施が困難な場合に、抗原定性検査をより頻回に実施することは有効である」とされているところであり、PCR 検査や抗原定量検査での週に1回程度の実施が困難な場合において、抗原定性検査をより頻回に実施することも検討してください。

なお、抗原定性検査の場合、検体中のウイルス量が少ない場合には、感染していても結果が陰性となる場合があるため、陰性の場合でも感染予防策の継続を徹底すること等、「医療機関・高齢者施設等における無症状者に対する検査方法について(要請)」(令和3年1月22日事務連絡)に示された留意点を十分踏まえてください。

2. 感染者が発生した場合における幅広い検査の実施について

○ これまでも感染が拡大している地域においては、高齢者施設等の有症状の入所者・従 事者等に対し、幅広い検査を実施するよう依頼してきたところですが、新規陽性者数が 減少傾向となる収束期においても、高齢者施設等はもとより、保育所や幼稚園、小学校 等に対し、地域の実情に応じ、感染者が発生した場合には、幅広い検査を実施するよう 御願いいたします。